

地域公共交通計画策定の概要

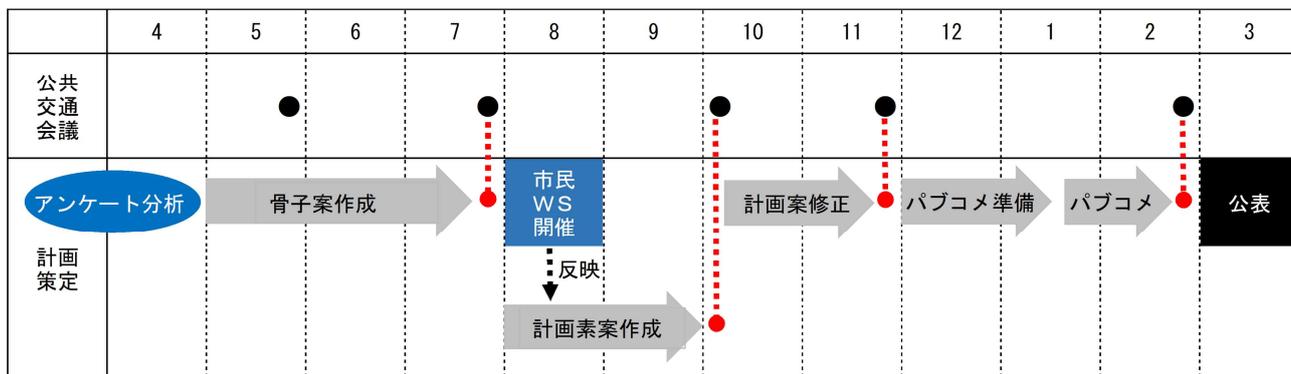
1. 法的整理（令和2年『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』改正）

| 時期       | 令和2年～   | 平成26年～                                       |
|----------|---|--|
| 名称       | 地域公共交通計画  | 地域公共交通網形成計画                                  |
| 計画の対象    | 従来の公共交通に加え、自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス、民間送迎バスなど、 <b>地域の多様な輸送資源を総動員</b> した取組 | バス路線などの従来の公共交通による面的なネットワークの確保・充実             |
| 補助制度との連動 | 計画に補助システムの位置づけや補助事業活用の必要性等の <b>記載が必要</b>                              | 「生活交通確保維持改善計画」の提出が必要                         |
| 評価・分析    | 定量的な目標の設定と、 <b>毎年度の評価・分析</b> が必要                                      | 可能な限り具体的な数値目標の明示と、原則、計画期間終了時・見直し時に達成状況の評価が必要 |

2. 現計画（網形成計画）の目標達成状況

|                                      | 2017→2023年度 目標値   | 2022年度 達成状況   |
|--------------------------------------|---|---|
| 【将来像】<br>みんながつながり<br>笑顔があふれる<br>公共交通 | ◆市内利用者数（年間）◆<br>リニモ：4,138,781人→4,390,000人<br>名鉄バス：794,000人→794,000人<br>N-バス：261,821人→271,000人 | （◎…達成、×…未達成）<br>×リニモ：3,476,000人<br>×名鉄バス：683,000人<br>×N-バス：134,432人 |
| 【基本方針1】<br>各公共交通の連携                  | ◆利用者の割合の増加◆<br>リニモ：54.0%→57%以上<br>名鉄バス：34.5%→37%以上<br>N-バス：22.9%→25%以上                        | ◎リニモ：62.7%<br>◎名鉄バス：38.7%<br>×N-バス：23.1%                            |
| 【基本方針2】<br>まちの変化への<br>対応と持続性<br>の確保  | ◆隣接市コミュバスとの接続効果◆<br>54.1%→60%以上   | ◎82.3%  |
|                                      | ◆N-バス1便あたりの利用者数◆<br>9.8人→11.4人  | ×9.4人   |
| 【基本方針3】<br>多様な移動ニーズ<br>への対応          | ◆公共交通取組の満足度◆<br>19.7%→25%以上   | ×22.1%  |
| 【基本方針4】<br>利用促進による<br>維持・活性化         | ◆公共交通利用を考える意識◆<br>22.1%→25%以上   | ◎26.9%  |
|                                      | ◆バスの走り方を知らない人の割合◆<br>名鉄バス：24.5%→20%未満<br>N-バス：28.1%→20%未満                                     | ◎16.7%<br>◎19.5%  |

### 3. 策定スケジュール



・ 市民ワークショップの意見を踏まえて計画素案を作成し、次回会議にて協議の予定

・ 地域公共交通会議の予定

第63回 10月3日（火）午後2時から 長久手市役所西庁舎3階研修室

第64回 12月中旬頃（日程未定）

第65回 3月中旬頃（日程未定）